

重要事項説明書

訪問介護・北区介護予防サービス

事業所名 二カサ西ヶ原店

重要事項説明書 (訪問介護、北区訪問型サービス)

1 弊社が提供するサービスについての相談窓口

電話 03-6903-5947

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日までを除く)

受付時間 9:00～18:00

※ご不明点は、何でもお尋ね下さい。

2 事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ニカサ西ヶ原店
所在地	〒114-0024 東京都北区西ヶ原4-42-7
電話番号	03-6903-5947
FAX番号	03-6903-5948
事業所番号	訪問介護・介護予防訪問介護 (指定事業所番号 1371706456)
サービスを提供できる地域 ※	東京都北区、豊島区、文京区、板橋区
営業時間	9:00～18:00
営業日	月曜日から金曜日(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日～8月15日、12月30日～1月3日までを除く)

※ 上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職名	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1名	0名	1名	業務の管理
サービス提供責任者	2名	0名	2名	計画書の作成・利用調整・技術指導・入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
訪問介護員	3名	10名	13名	入浴・排泄・食事等の生活全般にわたる援助
合計	6名	10名	16名	

(3) サービスの提供時間帯

	通常時間帯 8:00~17:59	早朝 6:00~7:59	夜間 18:00~21:59	深夜 22:00~5:59	備考
平日	○	○	○	○	
土・日・祝日	○	○	○	○	
休業日	無				

※ 早朝および夜間[通常料金の25%増し]、深夜[通常料金の50%増し]

3 サービス内容

(1) 身体介護

- ・食事介助・・・食事の介助を行います。
- ・入浴介助・・・入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
- ・排泄介助・・・排泄の介助、おむつ交換を行います。

(2) 生活援助

- ・買い物・・・ご利用者の買い物をいたします。
- ・調理・・・ご利用者の食事の用意を行います。
- ・洗濯・・・ご利用者の衣類等の洗濯を行います。
- ・掃除・・・ご利用者の居室等の掃除や整理整頓を行います。

(3) その他のサービス

- ・介護相談

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を結び、訪問介護計画等を作成し、内容について説明・同意・交付後、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合、人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は終了1カ月前までに文書で通知します。

③ 自動終了

以下の場合は、サービスを終了します。その場合には事業者は速やかに利用者へ通知するものとします。

- ・利用者が介護保険施設に入院又は入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分等が、非該当(自立)となった場合
- ・利用者が亡くなられた場合。

④ その他

・事業者は、利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合には、その理由を十分に説明するとともに、文書を交付することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

5 利用料金

(1) 利用料

別紙の利用料金のお知らせを、ご参照ください。

[訪問介護サービスの加算料金 令和6年6月1日施行]

この表は参考資料のために作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1月の合計単位数により計算となります。

加算項目	利用料	利用者負担額	算定回数など
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000	左記の 1～3割	1月あたり
緊急時訪問介護加算	100単位		1回の要請に対して1回
口腔連携強化加算	50単位/回		1月あたり
初回加算	200単位		初回のみ
生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位		
生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位		
同一建物減算1	-10%		
同一建物減算2	-15%		
同一建物減算3	-12%		
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1/100減算		

★初回加算は下記の場合が対象になります。

1. はじめて訪問介護事業所を利用する場合(新規)
2. 介護予防サービスを利用していた要支援者が、要介護者の認定を受けて介護保険サービスを利用することになった場合(要介護の方が要支援になった場合も適応されます)
3. 過去2か月に当該訪問介護事業所から訪問介護サービスを利用していなかった場合

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供できる地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただくこととなります。自動車を使用した場合は、下記の金額を徴収します。

・通常の事業所の実施地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき 10円

6 サービスの中止

(1) 利用者がサービスの利用の中止(キャンセル)をする際には、すみやかに次の連絡先(又はサービス提供責任者)までご連絡ください。

・連絡先(電話):03-6903-5947

・連絡時間 9:00~18:00(月曜日~金曜日)

(2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までにご連絡ください。当日の中止については、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください(ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です)。

(3) キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

キャンセル連絡の時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	
サービス利用日の当日	1000円	
ヘルパーがサービスにお伺いしてしまった場合	1500円	

7 その他

(1) 利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、前記のサービス提供責任者までご相談ください。

(2) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください(家事援助として行う買物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です)。

②ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(3) その他

①利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。

②料金の支払い方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、その月の25日までにお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引落しの3通りの中から自由に選べます。

8 弊社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3) 衛生管理等

(1) 介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

(3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(4) 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(5) 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止・身体拘束等の適正化に関する担当者を選定しています。

虐待防止・身体拘束等の適正化(担当者): 谷本 馨

(2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます。

(5) 事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に利用者の様態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡いたします。

主治医	病院名(主治医名)	エール在宅診療所
	連絡先	03-6903-7721
ご家族	氏名	西 由美
	連絡先	090-2663-2838

10 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

11 サービス内容に関する苦情

(1) お客様苦情相談窓口担当

担当 所長 谷本 馨

電話 03-6903-5947

受付時間 9:00~18:00

受付日 月曜日から金曜日

(ただし、土曜日、日曜日、祝祭日、8月13日から8月15日まで、12月30日から1月3日までを除く)

(2)その他

当事業所以外に、市町村及び東京都国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

① 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 03-6238-0177

② 北区役所 健康福祉部介護保険課 03-3908-1286または1119

③ 豊島区役所 保健福祉部介護保険課 03-3981-1318

④ 板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 03-3579-2079

⑤

12 弊社の概要

- (1) 名称・法人種別 株式会社ウェルネスセントラルケア
(2) 代表者役職・氏名 代表取締役 笠原美穂
(3) 事業所所在地 東京都豊島区池袋本町1-29-5
(4) 事業所数等 訪問介護 1カ所、通所介護 1カ所、居宅介護支援 1カ所

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

[事業者]

所在地 東京都豊島区池袋本町1-29-5
事業者名 株式会社ウェルネスセントラルケア
代表者名 代表取締役 笠原美穂 印

[説明者]

ニカサ西ヶ原 サービス提供責任者 印

私は、契約書及び本書面により、事業所から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

[利用者]

住所

氏名 印

[代理人]

住所

氏名 印 (利用者との関係:)